

令和7年度（第2回）彦根市子ども・若者会議議事要旨

令和8年(2026年)3月30日(月)

15時00分～16時30分

彦根市福祉センター別館2階 多目的会議室

出席：11人／18人

1 あいさつ

部長よりあいさつ

資料確認

2 議 事

(1) 彦根市子ども・若者プラン 令和8年度新規・拡充事業（案）について

委 員：限られた時間なので回答は簡潔で結構ですので、教えて欲しい。新たな窓口事業の高度な学びの提供と書いてあるが、具体的にはどんな内容とするのか。その下の活動に挙げられている中学部活動の地域展開というのは、随分前に文科省から示されているが、本市における現状と課題を教えて欲しい。それから先ほど、ピアサポーターの具体的な内容、教員免許を保持しているのかなどなどの部分を教えてください。

会 長：3点。高度な学びについて説明して欲しい、中学部活動の地域展開の現状と課題について、そしてピアサポーターについての具体的な内容について。如何か。

事 務 局：まず1点目、実は今年度社会に開かれた教育課程推進事業という名称でやっていただいても、それを内容拡充して、学び支援事業としており、子どものために直接的な体験活動、或いは、経験を伴う専門的な活動により、子どもたちの深い学びにつなげたいと考えている。2点目、部活動地域移行支援事業の現状、稲枝地区の地域運動部活動であるとか、剣道、水泳、陸上、軟式野球について、7年度から今後に向けて、地域移行に向けた取り組みを実施している。課題としては、今年、次年度、認定地域クラブ活動の本格的な稼働に向けては、コーディネーターをきちっと配置して、コーディネーターのもと、管理体制しっかりできるかということが一番、今年度重点的に考えていきたいと思っている。

3点目、スクーリングピアサポーターの事業の設置、制度設計につきましては、資格要件は設けていない。想定としては、県内の教育系の大学に通う学生さんを想定しており、児童生徒と年齢が割と近い方が、親身になって、声かけを行っていただくということを想定している。配置校は、予算要求としては6校、小学校での、まだ現時点では具体的な配置先は決定しておりませんが、基本的には、教職員の少ない小規模校を中心に、年度当初の状況により決定していく予定である。

会 長：私から1つ、聞き逃したかもしれないのだが、一番最後の地域子育て支援の拠点を、どこに移転されるのか。

事務局：移転するのは、今東山児童館で行っている、チャチャチャひろば、移転先は、アルプラザ・彦根 4 階に移転する予定。

委員：基本施策 4 の③の【2】のアウトリーチ支援、どのような形で実施をされるのか、是非教えていただきたい。

会長：アウトリーチという言葉が何回か、何か所か出ている。社会参加や自立に向けた支援における、基本施策 4 の③の【2】のアウトリーチ支援のところ、如何か。

事務局：アウトリーチについては、引きこもりの状態に困っておられる方は、なかなか窓口に来ていただくということでの相談が難しいと思うので、待ちの姿勢ではなくて、こちらから、家の方に訪問し、実際困っておられるご本人さんとお話できればいいと思う。また、ご家族の方と一緒に相談に乗りながら、その課題だとか、悩みっていうのを解決していく、こういったアウトリーチ、他にも、場合によっては、受診であるとか、そういった形の同行支援等を行っていくことを考えている。

(2) 彦根市立幼稚園・保育所・こども園施設整備計画の改定について

委員：パブリックコメントの意見提出者が9人というのは少なく感じる。パブリックコメントにおいて保護者の声を聞くためにはどんなことをされたのか。

事務局：保育所にもパブリックコメントを実施することを案内しているので、園から保護者に案内をしてもらっていると思う。

委員：この素案を事前にいただいたが、量が膨大で何か意見をと言われても難しいので、例えば、A4用紙1枚ぐらいの概略を示した物は無いか。

事務局：パブリックコメントを実施した時には、配布している素案しか掲示していない。今後、ホームページ等で概要版を掲示していきたいと思う。

委員：園の利用者の声、職員の声は重要だと思うが、集約はしているか。

事務局：個別にアンケート等は取っていないが、保護者には先ほど申し上げた周知している。また、施設にはあらかじめ案を示して各園の園長の意見は聞いた。園長から各職員の見解等も集約したというような形になる。

委員：市としては、少子化・財政事情があり、効率化をするというのがあるんですけど、保護者には、公共の物が民営化されるという意識がある。民営化の中での公共性の担保

はあるのか。

例えば、市の管理責任、運営の透明化、情報公開、保護者・地域の監査の仕組み、第三者評価の導入、もちろん民営化を全て認めるものじゃないんですけど、民営化する時に、それが担保されるのか危惧する声もある。

民営化、統廃合、廃止する方向であったとしても、やはり丁寧な説明で示していくべきではないか。9人しか集まってこないパブリックコメントであるならば、園の整備の方向性、対して皆さんどのように思うかを考えてもらう機会は必要だと思う。

会 長：パブリックコメントが皆さんの意見を聞く方法の一つだが、他のやり方もあるのではないか。理解してもらうために、現状というものをしっかりと提示していく。その仕組みとして、何ができるかっていうことを考えていただければと思う。具体的にこんな方法を使ってはどうですかとも、この会議でも出せればいいかなと思う。

委 員：パブリックコメント以外に何か意見は無かったか。私は、地域子育て支援センターの中で利用者同士がSNSを使って、意見を集める動きがあったと聞いているが、その声は届いているか。

事 務 局：そのような声は無かった。

会 長：パブリックコメントが実施されることを啓発、声かけ、具体的説明を各委員がするのは難しいかもしれないが、周知していくことはできるかもしれない。SNSで広めていく、意見集めるという動きもあったということなので、そのような風潮を作っていくことも1つかと思う。パブリックコメントはあまり意見が集まらないんじゃないと思うが、軽視されているのは駄目なので、次回実施する際に、具体的にどうしていくかっていうことを話せればと思う。

(3) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定と認可について

会 長：1号認定が軒並み減少し、3号認定も少し減少している印象ですが、それで待機児童が出るということは無いかな。

事 務 局：定員の減少により待機児童が出ることはない。令和8年度4月の待機児童数としては、0人の見込みだが、一部希望の園に行けないという隠れ待機は発生すると思う。3号認定の定員が変更になる「城南保育園」「ウェルネス保育園彦根」は、4月の在籍園児数を見込んで減少になる。公立園については、過去に保育園の数が多くなかった時期に、

部屋の大きさに対して多くの人数を、受け入れており、それを適正な人数に見直しをするもの。

会 長：あとは、子供の数が減ってきているということかもしれない。

それでは意見を聴取するという事で特に意見なしということで、終わりたいと思うがよろしいか。→意見なし

(4) 保育提供体制の確保のための実施計画について

(5) 令和8年度における民間保育所施設整備事業について

会 長：議事4と議事5について、当会議で出てくるのは初めてだと思うが、今説明があった通り、子ども・若者会議の承認を得るプロセスが必要になってくるものである。要するに国から財政支援を受けるにあたって、資料を今までも出していたが今回からは、こうして、この会議を通して提出する必要があるというもの。

議事4の方は大きくまとめると「待機児童対策」「その他地域課題」についての財政支援を、議事5については、「施設整備事業についての財政支援」ということになる。

これはこの会議での承認を必要としているので、ご承認いただけるか。

→承認する。

会 長：了承いただいたので、この2件について、承認とする。

(6) 彦根市子ども・若者プランの代用計画について

(7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

会 長：この制度に幼稚園が出てくるのが非常に珍しいと思うのですが、幼稚園でどのように実施をするのか。また利用したいというふうになったときにすぐ対応できるのか。

事務局：幼稚園で、誰でも通園制度専任の教員を新たに任用する。

会 長：選任ということは常時出勤するということか。誰でも通園制度を利用されない時はどのようなになるのか。

事務局：週4日勤務、4時間勤務となる。それに特化したような形になるので、4月中は準備・面談が主となる。人数が少なくてもある程度、毎週コンスタントに利用があるので、職員が手持ち無沙汰にはならないと思っている。

既に「こども誰でも通園制度」を実施している米原市に聞くと、専任の会計年度任用職員を任用して、休憩対応で主任、他の保育士がヘルプに入って対応している。利用

人数は毎週 5～6 人程度と聞いているので、それに倣う形での体制を組んで令和 8 年度から実施をしたいと思う。

委員：佐和山幼稚園では選任の方を雇用すると思うが、その方は保育士か。

事務局：保育士です。

委員：毎日ではなく週 4 日の勤務に限るということか。

事務局：はい。実施する曜日をある程度固定することを考えている。月 10 時間となると、午前の 2 時間を予定している。例えば毎週同じ曜日になると 4～5 週あるので、月に 8～10 時間、給食は提供しない形で利用をしてもらおう。

委員：認可予定定員が 3 人となっているが、1 日 3 人ということか。

事務局：はい。

委員：対象年齢が 1 歳 6 ヶ月からになっている。国の方では 6 箇月からとなっているが、実施をする園の手が上がらなかったということか。

事務局：はい。幼稚園は、3 歳児から受入れる施設になっているため、6 ヶ月の子供を受け入れるのは難しい。そのため 1 歳 6 ヶ月からの受入としている。あとは保育所の方で今後も拡大していただけたらと思っている。

また、当事業は専用の保育士室で実施をするが、同じ年齢の保育の中に入っていたかどうかと思ったときに、ある程度年齢で、自立して集団の保育をしたのに適した年齢というところを考えると、1 歳 6 か月になった。0 歳 6 ヶ月だと親子での通園となり、他の子育て広場と同じことを実施する形になるので、それと区別するため、一旦 1 歳 6 か月からで進め、実情を見て年齢をもう少し下げていく形で対応しようと思っている。

委員：私は地域子育て支援センター「まんまるひろば」と、彦根市ファミリーサポートセンターに所属しているが、一時保育をなかなか利用できない方が多い。切羽が詰まっている方がたくさんいるので、そのような方の受け皿になるのかと思い質問をした。

会長：当事業は利用するために面談を重ね、一人一人の保育計画を立てる必要がある。それが現場の負担になり、気軽に交流をするためには時間がかかると思う。これは市に対

して言っても仕方ないことだが、月 10 時間ならば、1 回 2 時間、特定の曜日に通って終わるとというのが、本当に今のあらゆる方に対応できるかがすごく疑問。受入時間数を市で決める裁量はあるのか。

事務局：独自で拡大している自治体もあるが、その分は国の財政負担が無く、自治体で負担しなければならない。東京都は、50 時間近くに拡大しているが、保育士の配置と財政的な面があるので、まずは国が定めている 10 時間から始めようと思っている。県内では逆に経過措置で、短くしてるようなところもある。最少で 1 人につき 3 時間で始める自治体もあるが流石に少なすぎるので、本市では最初から 10 時間を実施しようと考えている。

会長：例えば東京では、それだけ時間を増やしているが国の財政支援はないということですよ。それならば、一時預かりを充実していく方が良いと思う。

事務局：東京都は財政的に豊かなので、特別区で、月 48 時間実施する分については、東京都が自治体に補助をするという形を採っている。東京に在住を希望する人が増え、埼玉、千葉、神奈川県のような近隣県が一番困っている。

この制度は国の肝いりの施策だが、市町村・保育者にとっては、フライング気味にスタートしてるイメージがある。国の会議でも、市から一時保育・一時預かりの違い、メリット・デメリットの部分を疑問視して意見を出しているが、意見がなかなか通らない。滋賀県も市町の声聞いて、同じように声を上げているが、こちらが疑問・不安に感じるところが改善されないままスタート切る形になっている。しかしながら、実施はしなければならないので、スタートはするが、現場の声も聴きつつ、改善できるところは改善し、声を上げるべきところは、国に常に上げていく。そして、保育者が負担を感じず、やりがいを持ってやっていただくことで、そこに来る子供、それから保護者の皆さんも安心して預けられると思うので、ちょっとそういった形で進めていきたいなというふうに考えている。

会長：分かってはいるが、結局一時預かりの方を充実した方が良いと思ってしまう。実施した上での良かった点、課題は令和 8 年度に見えてくると思うが、それをこの場で報告してもらえるか。

事務局：利用定員と同じような形で、毎年報告する。

委員：やらなければいけないから始める話だったが、保護者にどの場面で、どのような案内

をするのか。案内した上で、どれだけ理解をしてもらえるのかという、詰めていかなければならないことが多々あると思う。折角利用するので、何かモニターみたいな感じで協力してもらえる保護者がいれば良いと思う。

会 長：周知は具体的にはどのようにしているのか。

事 務 局：ホームページ、子育てアプリで実施をしようと思っている。ホームページの方は、あまり見てもらえないと思うが、アプリは個別に通知することができるので、そこからホームページにリンクするような形にしたいと思う。

会 長：とにかく実施をして、状況を注視していく必要があると思う。やらなきゃいけない制度であるし、また実施の具体についてご意見いただければと思う。

3 事務連絡